

新浦安駅南口利便性向上に向けた基本構想検討

業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和8年7月27日

浦安市 都市整備部 道路政策管理課

1. 事業の趣旨及び目的

この要項は、新浦安駅南口利便性向上に向けた基本構想検討業務委託（以下「本業務」という。）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

2. 概要

(1) 件名

新浦安駅南口利便性向上に向けた基本構想検討業務委託

(2) 業務概要

「新浦安駅南口利便性向上に向けた基本構想検討業務委託仕様書」のとお
りとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限額

9,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く）

(5) 履行場所

浦安市入船一丁目地先

(6) 事務局

浦安市 都市整備部 道路政策管理課

TEL:047-351-1111(代表) 内線 18158

TEL:047-323-6722(直通)

FAX:047-352-7996

E-mail: dorokanri@city.urayasu.lg.jp

3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

(2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、

「測量」又は「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、契約締結時までに資格登録すること。

- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (7) 支払金額は前項（4）で定めた各年度における限度額内であること。
- (8) 以下の資格・業務実績をすべて満たす管理技術者及び照査技術者を配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は不可とする。

＜資格＞

技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく建設部門「都市及び地方計画、又は道路」として登録されている技術士、又は RCCM「都市計画及び地方計画、又は道路」として登録されている者を本業務の管理技術者及び主任技術者として配置できること。

＜業務実績＞

直近 10 ヶ年の駅前整備または再整備に係る構想策定、又は見直しに係る業務を元請として履行した実績

4. 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和 8 年 7 月 27 日（月）
質問の締切	令和 8 年 8 月 3 日（月）午後 5 時
質問への回答	令和 8 年 8 月 10 日（月）
応募締切（応募書類の提出期限）	令和 8 年 8 月 27 日（木）午後 5 時 （第 1 次審査）
第 1 次審査結果の通知	令和 8 年 9 月 3 日（木）予定 （第 2 次審査）
ヒアリングの実施	令和 8 年 9 月 16 日（水）予定
審査結果の公表	令和 8 年 10 月上旬予定
契約協議・契約の締結	令和 8 年 10 月中旬予定

5. 応募手続

- (1) 浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和 8 年 7 月 27 日（月）から令和 8 年 8 月 27 日（木）午後 5 時までとする。

(2) 質問の受付と回答

ア 質問事項は、「新浦安駅南口利便性向上に向けた基本構想検討業務委託プロポーザル応募様式集」の質問書（様式 1）に必要事項を記入し、「2. 概要（6）」で示したメールアドレスに E メールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

イ 質問の受付期間は、令和 8 年 7 月 27 日（月）から令和 8 年 8 月 3 日（月）午後 5 時までとする。

ウ 質問に対する回答は、令和 8 年 8 月 10 日（月）から浦安市ホームページで公表する。

(3) 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は応募様式集に従うものとする。

ア 受付期間

令和 8 年 8 月 12 日（水）から令和 8 年 8 月 27 日（木）：土日祝を除く

イ 受付時間

午前 9 時から午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）

ウ 提出先

浦安市 都市整備部 道路政策管理課

エ 提出方法

例）浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

提出書類については、全て A 4 サイズ（A 3 サイズの場合は、折込みとする。）とし、提案書表紙（様式 2）・背表紙（任意書式）をつけ左綴じとし（ファイル可）、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、10 部（正本 1 部、副本 9 部）提出すること。

- （ア） 公募型プロポーザル参加申込書（様式 3）
- （イ） 応募者概要書（様式 4）
- （ウ） 会社業務実績書（過去 10 年以内の実績等）（様式 5）
- （エ） 管理技術者経歴書（役職、経験年数、主な実績等）（様式 6）
- （オ） 担当技術者経歴書（役職、経験年数、主な実績等）（様式 7）
- （カ） 照査技術者経歴書（役職、経験年数、主な実績等）（様式 8）
- （キ） 直近 1 か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税の納税証明書
- （ク） 実施体制（任意様式：A 4 版 1 枚以内）
- （ケ） 業務工程表（令和 8 年度分）（任意様式：A 4 版 1 枚以内）
- （コ） 企画提案書：テーマ①（任意様式：A 4 版 3 枚以内）
- （サ） 企画提案書：テーマ②（任意様式：A 4 版 1 枚以内）
- （シ） 企画提案書：テーマ③（任意様式：A 4 版 1 枚以内）
- （ス） 本業務の見積書（任意様式）

◎企画提案書のテーマについて

【テーマ①】調査分析等の手法について

「新浦安駅南口利便性向上に向けた基本構想検討業務委託仕様書」の「５業務内容（１）基礎資料の整理・調査及び作成」のうち、「（イ）、（ウ）、（エ）」について現地の状況を十分に反映でき、調査結果を明瞭に整理できる手法について提案してください。

【テーマ②】概略スケジュール

「新浦安駅南口利便性向上に向けた基本構想検討業務委託仕様書」の「５業務内容（３）有識者・学識経験者を主とした検討委員会の企画運営等」を参考に、貴社が想定する令和 10 年度までの概略スケジュール及び概算委託費を提出してください。

【テーマ③】検討委員会想定構成員

令和 8 年度は、令和 9 年度以降の事業方針を決定するために学識有権者等を主とした委員会の実施を予定している。このことを踏まえ、貴社が想定する委員会構成員を提出してください。

なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

6. 第 1 次審査

「新浦安駅南口利便性向上に向けた基本構想検討業務委託」プロポーザル方式等事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表 1 「第 1 次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い第 2 次審査に進む応募者（５者程度）を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が 5 者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。審査結果については、審査終了後全ての応募者に対し、通知するものとする。

これ以降の手続きは、第 1 次審査に合格した応募者のみを対象とする。

7. 第2次審査

(1) ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和8年9月16日（水）に実施予定。

時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

企画提案書等の内容に関する説明 20 分以内（プロジェクターの使用可）及び質疑応答 10 分程度の 30 分程度を予定とする。

エ 内容

提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

オ その他

説明に必要なパソコンは、応募者側で用意すること（電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する）。

(2) 第2次審査による選定

「新浦安駅南口利便性向上に向けた基本構想検討業務委託」プロポーザル方式等事業者選定委員会は、提出書類及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を業務の優先契約候補者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、企画提案の評価点が高い応募者を優先契約候補者として選定する。さらに、企画提案の評価点が高同点の場合は、見積書の価格が安価な応募者を優先契約候補者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加資格要件を満たさないと認められた場合、又は提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

8. 第2次審査の結果

審査結果については、第2次審査対象者に通知するとともに、市ホームページで公表するものとする。なお、優先契約候補者に選定された応募者は、企画提案書をもとに、市との協議により、委託内容を決定する。

9. 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

別表 1 第 1 次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
応募者の概要	応募の理由が明確で、応募者の取り組み姿勢や方針、熱意等を評価する	10 点
過去の実績	過去の業務実績の内容、件数が十分あるか評価する (特に委員会のコーディネート実績)	20 点
管理技術者の評価	配置予定管理技術者の有する資格及び経歴は十分か評価する	20 点
合 計		50 点

別表 2 第 2 次審査の評価基準

	評価項目	評価内容	配点
技術力	管理技術者の評価	管理技術者の有する資格及び経歴は十分かどうか	5 点
	担当技術者の評価	主たる担当技術者の有する資格及び経歴は十分かどうか	5 点
	照査技術者の評価	照査技術者の有する資格及び経歴は十分かどうか	5 点
	実施体制	業務を円滑に遂行できる人員が確保され、役割分担が適切かどうか	10 点
ヒアリング・実施方針	業務説明	業務に関し、的確かつ簡潔に説明が行われているかどうか 質疑応答が明快かどうか	5 点
	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項に対して的確に把握しているかどうか	10 点
	工程計画	業務内容が網羅された業務工程表が示さ	5 点

		れ、各工程の業務量と工程計画の整合が図られているかどうか	
企画提案	評価テーマ① 的確性 実現性	・ 現地の特性を踏まえた実施手法や調査項目が適切に示されているかどうか ・ 提案内容が創意工夫されているかどうか ・ 提案内容が具体的で説得力があり、実現性が高いかどうか	20 点
	評価テーマ② 的確性 実現性	・ 提案内容が創意工夫されているかどうか ・ 提案内容が具体的で説得力があり、実現性が高いかどうか	20 点
	評価テーマ③ 実現性	・ 過年度における共同実績があるか	10 点
金額	金額	・ 提案内容に対して金額は妥当かどうか	5 点
合計			100 点